

平成21年度地域管理経営計画等有識者懇談会

資 料 一 覧

- 1 地域管理経営計画等有識者懇談会
 - ・ 議事次第
 - ・ 平成21年度「地域管理経営計画等有識者懇談会」委員名簿
 - ・ 近畿中国森林管理局出席者
 - ・ 座席表
 - ・ 地域管理経営計画等有識者懇談会開催要領
- 2 平成21年度策定地域管理経営計画等説明資料
- 3 説明資料（スライド）

議 事 次 第

【開 会】

あいさつ 近畿中国森林管理局長

出席者紹介

座長選出（座長挨拶）

【議 事】

- 1 地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画（案）について
（7計画区）
- 2 その他

【閉 会】

平成21年度「地域管理経営計画等有識者懇談会」委員名簿

前国際緑化推進センター 調査委員会委員	赤 井 龍 男
(社) 奈良県建築士会 副会長	上 田 壽 子
(社) 大阪府木材連合会 会長	越 井 健
日本イヌワシ研究会事務局長	須 藤 明 子
(社) ガールスカウト日本連盟京都府支部 スカウトの森委員	高 田 七 重
京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授	田 中 和 博
和歌山県森林組合連合会 代表理事会長	寺 田 展 治
大阪国有林森林整備協議会 会長理事	中 道 正
速水林業	速 水 亨
(独) 森林総合研究所関西支所長	藤 井 智 之
関西外国語大学 教授	前 田 隆 司
三菱UFJリサーチ&コンサルティング (株) 政策研究事業本部 大阪本部長	松 崎 俊 一
消費生活アドバイザー	山 田 繁 子

(50音順、敬称略)

近畿中国森林管理局出席者

局	長	朝比奈	清
計 画 部	長	野 口	浩 司
森 林 整 備 部	長	上 田	浩 史
企 画 調 整 室	長	橋 爪	一 彰
計 画 課	長	山 口	輝 文
指 導 普 及 課	長	田 代	今朝広
国 有 林 野 管 理 課	長	元 永	昭 作
流 域 管 理 指 導 官		竹 井	正 治
森 林 整 備 課	長	野久保	富 男
販 売 課	長	森	勇 二
治 山 課	長	開 藤	直 樹
事 務 局		企 画 調 整 室	
		計 画 課	

座 席 表

赤 上 須 高 中 田
井 田 藤 田 道 中
龍 壽 明 七 正 和
男 子 子 重 博

正

面

			寺 田 展 治
			藤 井 智 之
			座 長
			前 田 隆 司
			松 崎 俊 一

入
口

国有林野管理課長	指導普及課長	企画調整室長	森林整備部長	局長	計画部長	計画課長	流域管理指導官
森林整備課長	販売課長	治山課長	部 付	計画課	計画課	事務局	

地域管理経営計画等有識者懇談会開催要領

第1 設置の目的

近畿中国森林管理局では、国有林を名実ともに「国民の森林」とするため、国民参加による「森林の持つ公益的機能の発揮をより重視した森林づくり」を進めることとしている。

このため、近畿中国森林管理局長（以下「局長」という。）が、流域ごとに国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定める「地域管理経営計画」については、国有林野の箇所別の伐採、造林等の取扱いを定める「国有林野施業実施計画」と一体として案を縦覧に付すとともに、学識経験者等の意見を聴取し、地域管理経営計画に適切に反映させるため、「地域管理経営計画等有識者懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催するものとする。

第2 審議事項

国有林野の管理経営に関する法律第6条第2項及び国有林野管理経営規程第12条第2項に掲げる事項とする。

第3 委員

委員は、国有林野事業の管理経営に関し、高度かつ広範な分野から意見を聴取できるよう選任するものとし、局長が委嘱した委員をもって構成する。

（1）森林・林業に関する学識経験者

森林・林業に関する学科を有する大学の教授等

森林・林業を対象とする研究機関の研究者等

（2）地域の森林・林業に関する有識者

地域において林業を営む者等

地域において地域材を利用する者等

地域において自然保護、森林ボランティア活動を行っている者等

（3）その他

局長が必要と認める者

第4 運営

（1）懇談会の開催は局長が招集する。

（2）懇談会に座長を置くものとし、委員の互選によって定める。

（3）座長は会議を統括する。

（4）必要に応じ、専門技術的な検討を行うための専門部会を設置できるものとする。

第5 事務局

懇談会の事務局は、近畿中国森林管理局計画課内に置く。